

令和7年度 市・県民税等の申告受付について

3月17日(月)まで、令和7年度の市・県民税等および国民健康保険税ならびに後期高齢者医療保険料に係る所得(令和6年中の所得)の申告を受け付けます。また、簡易な所得税の申告相談についても対象地域の会場で受け付けます。日時、会場などについては、下記の申告受付日程または本紙1月号折り込みチラシ、お知らせ版1月号をご覧ください。

■申告受付に伴う注意事項とお願い

- 申告の際は必ず指定の申告会場を確認し、必要書類を準備してご来場ください。
- 発熱等の症状がある方、または体調のすぐれない方はご来場を控えてください。
- 市役所以外に申告会場を設けた日は税務課の窓口での申告は受付できません。**対象地域の指定日に都合の悪い方は『別地域の日時、会場』または『市内全域』の日にお越しください。
- 申告会場では「収支内訳書」「医療費控除の明細書」等の代行作成はしませんので、あらかじめご自宅での事前作成をお願いします。**
- 収入が公的年金のみの方、収入なしの方は電話で申告できます。電話申告にご協力ください。

■税の申告に必要な書類の準備はお済みですか?

申告時間を短縮できるように領収書をまとめ集計するなど、早めの準備と確認をお願いします。必要書類が整って

●申告受付日程

期日	受付時間	対象地域（自治会ごと）	受付場所
2月5日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域 ※混雑が予想されます	市役所北別館会議室
2月6日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	桜木町、高見町、汐見町(松之尾町)、千代田町、住吉町、西本町	市役所北別館会議室
2月7日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	田布川、金山、木口屋、金山住宅、界守、寺田、上竹中、奥ヶ平、道野	金山センター
2月10日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域 ※混雑が予想されます	市役所北別館会議室
2月12日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域 ※混雑が予想されます	市役所北別館会議室
2月13日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	山口、松下、小園、宇都、桜馬場、桜山住宅、宝寿庵、西堀、篠原、瀬戸口、中村、下園	妙見センター
2月14日(金)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	富岡、水流、山下、湯穴、通山、木場、木場住宅、岩崎、潟山	妙見センター
2月17日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域 ※混雑が予想されます	市役所北別館会議室
2月18日(火)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	大塚、春日、大堀、下野原、牧園	サン・フレッシュ枕崎
2月19日(水)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	田中、田畠、塩屋、火之神	サン・フレッシュ枕崎
2月20日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	亀沢、平田潟、石ケ嶺、緑町、山手町(宮田町・若葉町)、東本町	市役所北別館会議室
2月21日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	折口町、港町、恵比須町、中町、泉町、旭町、新町	市役所北別館会議室
2月25日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域 ※混雑が予想されます	市役所北別館会議室
2月26日(水)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	中原、瀬戸、茅野、小塙、松崎、下山、駒水、真茅、山崎	別府センター
2月27日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	東白沢、西白沢、板敷、俵積田、鹿水高	別府センター
2月28日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	宮前町、日之出町、木原(美初)、岩戸	市役所北別館会議室
3月3日(月)～ 3月17日(月) (土・日・祝を除く)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	市内全域	市役所北別館会議室

いない場合、当日に受付できることや長時間お待たせすることになります。

◎営業所得、農業所得、不動産所得等を申告する方

事前に作成した収支内訳書や収入金額と必要経費をまとめた帳簿等をお持ちください。

※収支内容をまとめていない方は、計算していただいてから申告受付となります。

◎医療費控除を申告する方

「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。必ず事前に領収書を集計した医療費明細書をお持ちください(医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません)。

※領収書を集計していない方は、計算していただいてから申告受付となります。

◎その他注意事項

- 収入がない場合も申告は必要です。収入がない旨の申告をしてください(扶養対象親族は除く)。
- 年度途中で退職された方や年末調整されていない方は申告が必要です。
- 申告がない場合、所得証明書の発行や課税上不利益な取り扱いを受ける場合があります。

■問合せ 税務課課税係 TEL76-1066



枕崎市子育て世帯応援 デジタル商品券 の給付が始まりました！

物価高騰の影響が長引いている中、扶養家族も多く特に家計への影響が大きい子育て世帯への支援および地域内の消費喚起や地域経済の活性化を図るために、18歳以下の方に対して、従前の紙による商品券に代えて「Payどん」のシステムを活用した枕崎市内で使えるデジタル商品券の給付が始まりました。

■給付対象となる方

令和7年1月1日時点で本市に住所を有する**18歳以下の方**
(平成18年4月2日から令和7年1月1日までの間に生まれた方)

■給付額

18歳以下の方 **1人当たり25,000円分**

■給付方法(デジタル商品券受け取り方法)

「Payどん」の地域振興券にて給付します。「Payどん」アプリで受け取り専用の二次元コードを読み取り後、シリアルコードを入力し、デジタル商品券をお受け取りください。

※受け取り専用の二次元コードとシリアルコードは、対象の世帯に簡易書留にて順次通知されています。

※受け取り専用の二次元コードとシリアルコードの記載された通知書は、再発行できませんのでデジタル商品券を受け取るまで大切に保管してください。

※給付(デジタル商品券受け取り)にあたり、「Payどん」アプリのダウンロードおよび利用登録をお願いします。

※利用登録には数日かかる場合がありますので時間に余裕をもってご登録ください。

■デジタル商品券利用方法、利用可能店舗

枕崎市内のPayどん加盟店(Smart Code加盟店を含む)において、Payどんアプリ「枕崎市子育て世帯応援デジタル商品券」画面よりご利用ください。

■給付(デジタル商品券受け取り)期間および利用期間

令和7年7月31日(木)23時59分まで

※枕崎市子育て世帯応援デジタル商品券を利用された場合は「枕崎市キャッシュレスキャンペーン第4弾」におけるポイント還元の対象外となります。

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL76-1667



▲「Payどん」アプリ
登録方法はこちら

災害時における相互応援に関する協定の締結について

■背景 令和6年1月1日に発生した能登半島地震、同年8月8日に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震と、それに伴う南海トラフ地震臨時情報が発表される等、日本では、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあります。また、大雨による大規模な水害も各地で発生しています。

災害に対する市民の意識は高まっており、基礎自治体として各市は、これまで以上に災害対策を強化していく必要があります。

■概要 今回、日頃から交流のある、駒澤大学卒業の首長により構成する駒澤首長会の枠組みを活かし、8都道県10自治体による災害時相互応援協定を締結することで、広域的な防災体制の強化を図っていきます。

同時被災する可能性が低い遠隔地の自治体を含む広域的な応援体制を整えることで、大規模災害発生時、支援可能な自治体から被災自治体に対し、応援を行います。

■応援内容

- 備蓄食料や飲料水、生活必需品等の物資の提供
- 応急復旧等に必要な救援資機材、車両等の提供
- 職員の派遣 ○広域避難施設の提供 等

■締結日 令和6年12月1日

■構成自治体



■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL76-1086